

新ひだか町建設工事等競争入札心得

平成18年3月31日決裁

全部改正 平成26年4月 1日

一部改正 平成30年4月11日

一部改正 令和3年7月26日

(総則)

第1条 新ひだか町が発注する工事請負等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札方法)

第1条の2 入札は、次のいずれかの方法により行うこととします。

- (1) 期日入札 入札書を特定の日時に直接持参する方法により提出し、直ちに開札及び落札者の決定を行う入札(入札参加者が特定の日時に一堂に会して、入札書を提出する方法)をいいます。
- (2) 期間入札 入札書を一定の期間内において、郵便(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項の規定により日本郵便株式会社が送達する信書をいう。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付して入札する方法又は直接持参する方法により提出し、特定の日時に開札及び落札者の決定を行う入札をいいます。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保

除期間が入札当日から起算して7日以上（新ひだか町の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。以下「休日」という。）のものでなければなりません。

- 3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 入札保証金に代える担保として銀行又は町長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上（休日を除く。）とした当該保証を証する書面を提出してください。

（入札等）

第3条 入札参加者は、閲覧に供する設計書、仕様書、図面、契約書案及び現場等（以下「閲覧用設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければなりません。この場合において閲覧用設計図書等について疑義があるときは、入札公告又は指名通知書等で定める質疑受付期間内において、閲覧用設計図書等に対する質問書を担当課へ提出し、質問に対する説明を求めることができます。

- 2 入札参加者は、入札書を作成し、自己の氏名を記名押印の上、入札公告又は指名通知書等に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければなりません。
- 3 期日入札の方法においては、入札書を封筒に入れて、入札参加者の商号又は名称、入札件名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。
- 4 期間入札の方法においては、入札書を封筒に入れて、入札参加者の商号又は名称、入札件名を表記し、併せてその封筒に「入札書在中」と朱書きし、町長が別に定める方法により提出しなければなりません。
- 5 入札会場への入室は、原則として入札参加者又はその代理人のどちらか1人となります。ただし、共同企業体の場合は、構成員の入室を認めるものとします。
- 6 期間入札した者又はその代理人のうち、町長が別に定めるところにより認めるものは当該入札に係る開札日の開札を傍聴することができます。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めな

ればなりません。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。また、開札日時前であっても同様とします。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) 工事費等内訳書の提出が必要な入札に、工事費等内訳書の提出がない入札
又は不備のある工事費等内訳書を提出した入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らなかった場合の取扱いは次に掲げるとおりとします。

(1) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。ただし、期間入札による場合等において、その場で直ちに再度入札を行うことができないときは、別に指定する日時に再度入札を行います。

(2) 無効となる入札を行った者は、再度入札には参加できません。

(3) 最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者については失格としますので、再度入札には参加できません。

(4) 再度入札の回数は、原則として2回（入札回数は初回を含め3回）までとし、入札件名ごとに、入札公告又は指名通知書で示す回数（初回を含めた回数）とします。

(5) 再度入札によっても落札者がいないときは、入札執行者の判断により随意契約に移行することがありますので、見積書を用意してください。なお、随意契約が不適當であるとき又は落札に至らなかったときは、入札を打ち切り、再度公告入札等を行う場合があります。

(注) 入札の回数、初度の入札参加者が1者のみの場合の入札の執行、再度入札への参加ができない場合の取扱いは、入札公告又は指名通知書等において、示すものとする。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札を

した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(注) この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては、入札執行後に返還します。

- 2 再度入札の結果、落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内(休日を除く。)に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(新ひだか町議会の議決事件)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により新ひだか町議会の議決を要する事件とされている契約について、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、新ひだか町議会の議決を得たときは本契約を締結します。

2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

（注）第14条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用する。

（落札者と契約の締結を行わない場合）

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより町が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成が必要である契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

（注）第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

（入札保証金等の帰属）

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、町に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を町に納付しなければなりません。

（契約保証金等）

第17条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(1) 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工

事履行保証委託契約を締結し、町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

- 2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。
- 4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 5 契約保証金に代える担保として銀行、町長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。
- 6 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とします。

（注）余裕期間制度を適用した工事契約についての契約保証の期間は、契約締結日から工期の終期日までとなる（余裕期間を含む。）。

※ 通常の工事と同様に契約締結日を含みます。

（入札保証金等の充当）

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

（談合情報に関する対応）

第19条 入札に関して談合情報があった場合には、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費等内訳書の徴取を行うこと、又は入札の執行を取りやめることがあります。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。この場合において、落札者は契約解除により生じる損害を求めることはできません。

（入札の取りやめ等）

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札

を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

2 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書（別記様式第1号）又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

(3) 期間入札においては、開札日の前日（開札日の前日が休日のときは、その直前の休日でない日）までの間は入札を辞退することができること。

3 前項に定めるもののほか、入札参加者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者は、当該入札を辞退したものとみなします。

(1) 期日入札の方法により入札を行う場合において、入札公告又は指名通知書等に明示した日時に入札の参加をしなかったとき。

(2) 期間入札の方法により入札を行う場合において、入札公告又は指名通知書等に明示した入札期間内に、入札の参加をしなかったとき。

4 前2項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(異議の申立て)

第23条 入札参加者は、入札後、この心得、閲覧用設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(工事費等内訳書の提出)

第24条 入札執行時に工事費等内訳書の提出を求めることがありますので、参加するすべての入札に係る工事費等内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。なお、入札公告又は指名通知書等において、工事費等内訳書の提出を求めている場合は、入札書と併せて提出してください。

2 工事費等内訳書の提出を求めたときは、入札参加者又はその代理人は、工事費等内訳書に自己の氏名を記名押印し入札書と同時に提出しなければなりません。

3 工事費等内訳書には、見積用参考資料により示す工事費等内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。

4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費等内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

5 工事費等内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費等内訳書に係る入札は原則として無効とします。

(1) 工事費等内訳書の提出がない場合

(2) 工事費等内訳書の記載金額（合計金額）その他当該工事費等内訳書の要件が確認できない場合

(3) 工事費等内訳書に記名押印がない場合

(4) 入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費等内訳書を提出した場合

(5) 工事費等内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

(6) 見積用参考資料により示す工事費等内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合

入札参加辞退届

年 月 日

新ひだか町長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

⑩

次の案件について、入札（見積合せ）への参加を辞退いたします。

入 札 件 名			
入札(開札)日	年 月 日		
辞 退 理 由 〔 複 数 選 択 可 〕	1 手持ち業務等が多く、新たな業務等を受注することが困難である。 2 技術者・作業員の確保が困難である。 3 資材や機械等の確保が困難である。 4 下請業者の確保が困難である。 5 目的物の取扱いがない。 6 指定納期までに目的物を納入できない。		
	その他（理由を簡潔に記入してください）		
辞 退 期 間	今回のみ	年 月 末 まで	年 月 日 頃 まで
辞 退 業 種 〔 工 事 委 託 〕	1 今回の入札（見積）案件の業種（ ）のみ 2 1に加えて受注困難な登録業種（ ） 3 登録全業種		

以下の内容を記入することで、代表者の押印を不要とします。

本件書類発行 責 任 者	責 任 者 氏 名	
	所 属 部 署 名	
	連 絡 先 (電 話 番 号)	
本 件 事 務 担 当 者	担 当 者 氏 名	
	所 属 部 署 名	
	連 絡 先 (電 話 番 号)	

- 注1 この届は、入札及び見積執行担当課（入札書及び見積書の提出先。以下「担当課」という。）に直接持参するか又は郵便等により提出してください。なお、郵送等の場合に、地理的条件等により、開札日の前日（その日が休日の場合はその直前の平日）までに辞退届が担当課へ到達しないおそれがある場合は、併せて、担当課へ入札及び見積の辞退について電話連絡をしてください。
- 2 辞退理由は、1から6までの該当する番号に○を付するか、その他の理由を記入してください。
- 3 辞退期間は、受注困難な期間について該当する項目に○を付するか又は期限を記入してください。辞退期間が今回のみ以外は、辞退業種に受注困難な工事及び委託業務の登録業種を記入してください。

※ この様式によらない辞退届であっても届出内容の要件が具備されていれば可とする。